

一般会計等財務書類にかかる注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上し、取得原価が不明なものは、原則として再調達価格とします。ただし、昭和59年度以前に取得したものは、取得原価不明とし、再調達価格としています。また、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価格1円としています。なお、物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、取得価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、その取得価格を資産として計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

② 市場価格がない有価証券等

出資金額により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。なお、所有権移転ファイナンス・リース取引のうち、リース期間が1年以内またはリース料総額が300万円以下の取引および所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わるリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法により算定しています。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	10年～60年
物品	3年～20年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能に備えるため、過去3年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

職員に対する翌年度6月支給予定の期末勤勉手当並びに、それらに係る法定福利費相当額の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

a) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

b) ①以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の変更

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

土地取得事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲等に差異はありません。

③ 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和5年4月1日～令和5年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	13.5	77.6

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費	588,120 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産として
います。令和4年度は、該当する資産はありません。

② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金の積立不足額ははありません。

③ 基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含ま
れることが見込まれる金額

26,566,470 千円

⑤ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

標準財政規模	11,707,657 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,968,887 千円
将来負担額	40,467,389 千円
充当可能基金額	5,504,895 千円
特定財源見込額	1,700,362 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	26,566,470 千円

⑥ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

0 円

(3) 純資産変動計算書に関わる事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積を
いい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、
余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付
金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に関わる事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支	2,721,887 千円
支払利息支出	98,774 千円
投資活動収支	△1,962,378 千円
基金積立金支出	732,242 千円
基金取崩収入	△80,579 千円
基礎的財政収支	1,509,946 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	22,267,370 千円	21,564,144 千円
令和3年度一般会計の形式収支のうち基金繰入金	—	600,000 千円
一般会計歳入決算書に含まれる繰越金	△574,809 千円	—
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	783 千円	697 千円
（うち一般会計繰入金）	—	—
資金収支計算書	21,693,343 千円	22,164,841 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得事業特別会計）の分（一般会計繰入金を除く）だけ相違します。また、一般会計歳入決算書に含まれる繰越金の分だけ収入（歳入）が、令和3年度一般会計の形式収支のうち基金繰入額の分だけ支出（歳出）が相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	2,721,887 千円
減価償却費	△ 4,202,621 千円
徴収不能引当金の増減額	12,933 千円
退職手当引当金の増減額	△74,864 千円
賞与引当金の増減額	72,305 千円
固定資産除売却損益	26,735 千円
資本的国県等補助金等	589,029 千円
未収債権、未払債務などの増減額	11,715 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 842,881 千円

④ 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は3,000,000千円です。